## 新年初刊の時事新報

明年一月一日の時事新報は三十二面以上の大新聞を發行し且つ當日添へて頒布する新年附錄は海戰畫帖の筆者たる若林海軍大尉の關葉油畫師中に錚々の聲ある淺井忠氏の揮毫に成れる帝國軍艦富士、八嶋の圖にして渺々たる海上二艦の高く日章旗を檣頭に揭げ舳艫相銜んで進行する處、威風凜然海國人士の理想を表現して遺憾なし圖面は縱一尺五寸横二尺十餘度擅りの精巧美麗なる着色石版畫なり而して月極めの購讀者よりは之を無料進呈し當日限り購讀の需に對して本紙附錄合せて金十錢申受く

## 新年紙面の廣告締切

新年三箇日の時事新報は廣告依頼者特に多く取扱上無據左の通り申込期日を相定め廣告欄を締切り候筈に付廣告御依頼の向きは期日に後れ自然掲載洩れの御遺憾無之樣至急御申込相成度候

一月一日掲載の分十二月廿八日迄
一月二日掲載の分十二月三十日迄
一月三日掲載の分十二月廿一日迄


## 社説

### 第十議會

帝國議會はいよ〳〵成立を告げて本日開院式を行ふ可しと云ふ我輩の所見を以てすれば目下我國の急務は外に對して國權を維持し國利を增進するの一事にして其目的を達するが爲めには斷じて他を顧みる可らず即ち外交の規模を大にして其働きを機敏ならしめ海軍を擴張して自國自衛の道を全うするは勿論通商航海移民の奬勵保護の如き孰れも事の最も急なるものにして其實を擧ぐるには差當り大に金を要せざるを得ず是等の施設に對する政府の財政計畫は未だ知るを得ざれども今の國勢に於て歲入增加の必要は數の明白なる所なれば當局者たるものは斷然その決心を以て進むを肝要なりとして扨その增加の一段に至りては國民に訴へて其同意を得ると素より必要なれば誠意誠心、大に心膽を披いて事を謀らざる可らず政府が對議會の覺悟は斯くの如くにして始めて當局の責任を盡したるものなれども若しも此大決斷を斷ずる能はず單に目前の小利害に汲々たるに於ては國民の失望は免かる可らずと知る可し或は彼の新聞紙停止の廢否問題の如き議會に於ても自から議論の喧しきを見るみとならんなれども實際に於ては禁停止の如き之を廢するも廢せざるも國家の利害に關する大事に非ず孰れにしても目下の急務には差支なき斯る問題を以て只管議會に爭ふが如き斷じて取らざる所なれば政府の當局者たるものは國家の無窮を先にして誠意誠心以て議會に臨む可し無[illegible]

[illegible]

### 東京市内の電話

凡そ商賣の目的は蓋し世間の需用を充して世の便利を計るを共に又自から利するに在るみとなれば常に其需用如何に注目し當に現在の注文に應じて不足なきのみならず將來の注文にも即時に應じて不便を感ぜしめざるの用意肝要なり若しも世間の需用は山の如くにしるの督促甚だ急なるに拘はらず悠々として之に應供給の準備を怠らば是れ狂愚のみ以て事業を托するに足らざるなり民間商賣の本色斯の如しとすれば政府が自から進んで事業を營むにも亦此心得を以て專に從ひ少なくとも民業にて與へ得べき丈けの便利を與へざる可らず電信なり郵便なり之を民業に委せずして國家の事業とするは會社又は一私人の手を以てするよりも一層完全に業務を營むみとを得べしと信ずればなり若しも官業なるが故に不便にして民業に移せば其不便を除き得べしとならば寧ろ之を民業とするに若かず然るに今政府の電話事業を見るに世間の需用は飢者の食を求むるよりも急にして架設の申込書は山の如く堆積するに似ず供給の準備は遲々として牛の歩むが如く東京市内現在三千有餘の出願に對して本年度内に增設するものは僅に五百に過ぎず來年度に於ても亦同樣なりと云ふ斯の如くんば三千の需用を充すには六年を要する勘定にして此六年の間には又々幾千の新需用者を生ずる可きは明白なれば今後幾十年を經るも一切の注文に應ずるみと能はざる可し如何にも緩慢至極にして都人士の堪へ得べき所に非ざれば此に既設の電話に價を生じて其價は次第に騰貴し昨今は一箇五百圓内外にて賣買するのみならず今明年の内に架設せらるべき未來の加入權をも百圓或は二百圓の高價にて取引するもの多しと云ふ蓋し之を五百圓に買ふものあるは即ち五百圓にも雖き便利あるが故にして一箇を增設すれば此に五百圓の富を增したると同樣なれば三千の注文を空うするは正に百五十萬圓を損するものと云ふ可し政府は常に實業を奬勵す可しと如何に揭言しながら實業に最も必要なる電話の增設を緩慢にし世間の人をして百五十萬圓も替へ難き無限の利益を失はしむるとは何事ぞや或は戰爭の爲めに一時事業を中止したりとか又は資本乏しきが故に思ふ樣に擴張する能はずとか自から種々の申譯もあるとならんと雖も其申譯は一切聞くに足らず既に民業に許さずして政府自から進んで此業を專有したる以上は之を完成して不便を感ぜしめざるは即ち政府の責任にして如何なる事情あるも其責を免す可らず況んや戰爭の爲めに一時事業を中止したるは餘義なき次第とするも今年は既に戰爭なし來年も亦當さに此事なかる可し何故に今年も五百に限り來年も亦五百に限りて世の切なる希望を空うせんとするか電柱は山林より切出せば即時に辨ず可し電線其他の要具は若しも內國の製造にて間に合はざれば外國に注文して可なり是亦幾何にても即時に辨ず可し殘る所は金の問題にして第九議會は電話改良費として本年度に於て百六十萬圓、來年度に於て二百萬圓を議決したれども是れにては[illegible]ならば增して三百萬圓を爲し又五百萬圓[illegible]益に乘つるは一錢にても愛しむ可し[illegible]新の事業に投ずるは之を投ずるみと益々多くして收ぶる所の利益いよ〳〵大なる可し少しも愛しむに足らざるなり現在の需用を充すと共に將來の設計に付ても充分擴張の餘地を存せざる可らず政府が初め電話事業を起すや其加入者を三百人と見込みて設計したるに其後加入者次第に增加して千何百名にも達したれば假に不都合を感じて最初の細く短き電柱を拔て太く長き柱と取替ふるなど餘計の手間と費用を要したり而して今日の規模を開くに凡そ一萬人の加入者を目的とすると云ふ又々遠からずして改造の必要に迫るみとなかる可きか我國商工業の發達は著るしきが中にも東京市の繁昌は亦格別にして人口は日々に增加し事業は年々歲々勃興して止まる所を知らず數年前三百名足らずの電話加入者が忽ちにして千人となり二千となり今は加入申込者を併せて既に五千にも達したるはどなれば其一萬以上に達するも蓋し遠きに非ざる可し交換局の敷地建物の如きも成る可く手廣くして今後の發達に應ずるの用意肝要なる可し

## ○詔勅

朕帝國憲法第七條及議院法第五條ニ依リ十二月二十五日ヲ以テ帝國議會ノ開會ヲ命ス

御名御璽

明治二十九年十二月二十三日

（各國務大臣副署）

## ○勅令

朕大審院東京控訴院及東京地方裁判所幷其ノ管內區裁判所ノ書記司法ニ兼任ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名御璽

明治二十九年十二月二十二日

內閣總理大臣　伯爵松方正義
司法大臣　渡邊千冬

勅令第四百號

大審院東京控訴院及東京地方裁判所幷其ノ管內區裁判所ノ書記ヨリ司法區裁判所ノ書記ニ兼任スル場合ニ於テ其ノ兼任者ハ同官職定員外トス

## ○省令

逓信省令第二十八號

逓信省所管官設鐵道用外貨品供給ノ競爭ニ加ハラントスルモノハ會計規則第六十九條第一項ノ外商本令ニ掲クル資格ヲ備フルコトヲ要ス

但シ物品ノ種類ニ依リ特ニ之ヲ無減スルコトアルヘシ

逓信大臣　子爵榎本武揚

明治二十九年十二月二十四日

第一條　各人資本ニ關スル資格左ノ如シ

第一項　入札金額金五萬圓未滿ノ物品ニ付テハ直接國稅年額金廿圓以上ヲ二年以來引續キ納ムルコト

第二項　入札金額金二十萬圓未滿ノ物品ニ付テハ直接國稅年額金五十圓以上ヲ二年以來引續キ納ムルコト

第三項　入札金額金二十萬圓以上ノ物品ニ付テハ直接國稅年額金百圓以上ヲ二年以來引續キ納ムルコト

第二條　商事會社及其社員ノ資格ニ關スル資格左ノ如シ

第一項　合名會社ニアリテハ其社員ノ一人又合資會社ニアリテハ其業務執行社員ノ一人前條第一項ヨリ第三項ニ至ル區別ニヨリ直接國稅年額金百圓以上ヲ二年以來引續キ納ムルコト

第二項　株式會社ニ在リテハ前條第一項ノ物品ニ付テハ資本金拂込額金五萬圓以上同第二項ノ物品ニ付テハ資本金拂込額金二十萬圓以上又同一三項ノ物品ニ付テハ資本金拂込額金五十萬圓以上ナルコト

第三條　當ニ關スル資格左ノ如シ

第一項　臨洲大陸市府英國市府若クハ北米合衆國市府ニ於テ支店又ハ代理店ヲ有スルカ又ハ現ニ供給セントスル物品ノ製造地ニ於テ其物品供給契約ニ關スル件ヲ委任セル代理者ヲ有スルコト

第二項　入札當時ノ年ヨリ起算シ既往三箇年中ノ少クモ一箇年ニ於テ總計金十萬圓以上ノ鐵道用外物品ノ供給契約ヲ官廳若クハ鐵道會社

[illegible]

## ○告示

宮內省告示第九號

來明治三十年新年式左ノ通定メラル

明治二十九年十二月二十四日　宮內大臣　伯爵土方久元

午前五時卅分分[illegible]
內閣總理官公爵[illegible]
時大臣[illegible]現任官公爵[illegible]
官以上ノ賀詞[illegible]
同夫人拜賀　同[illegible]
進奉任官外國人[illegible]

午前十時三十分[illegible]
任官等拜賀　[illegible]
閣紙侯爵[illegible]
以下五等官以上[illegible]
同夫人拜賀　同[illegible]
進奉任官外國人[illegible]

午前七時三十分[illegible]
任官等拜賀　[illegible]
午後二時三十分[illegible]
等祭賀　神佛各[illegible]
時刻各廳ニ於テ[illegible]

午前十時三十分[illegible]
任官等拜賀　[illegible]
閣紙侯爵[illegible]
以下五等官以上[illegible]
同夫人拜賀　同[illegible]
進奉任官外國人[illegible]

午前七時三十分[illegible]
任官等拜賀　[illegible]
午後二時三十分[illegible]
等祭賀　神佛各[illegible]
時刻各廳ニ於テ[illegible]

午前十一時三十分[illegible]
特遇ノ神饌奏賀　[illegible]
饌奏賀　門跡寺[illegible]
以下同樣七等官[illegible]

午前十一時三十分[illegible]
特遇ノ神饌奏賀　[illegible]
饌奏賀　門跡寺[illegible]
議員拜賀　午[illegible]

午前十時三十分[illegible]
任官等拜賀　[illegible]
閣紙侯爵[illegible]
以下五等官以上[illegible]
同夫人拜賀　同[illegible]
進奉任官外國人[illegible]

午前九時政[illegible]

午前十一時新[illegible]
宮廳等閣紙侯[illegible]
議　在東京[illegible]
副官長[illegible]員八[illegible]

午前十時陸軍[illegible]
宮內省告示[illegible]
明治二十五日[illegible]

○警視廳告示

警視廳告示[illegible]
明治三十年一月[illegible]
僧侶ヲ報セシム[illegible]
明治二[illegible]

○[illegible]

陸叙高等官[illegible]
任檢察官補（[illegible]
任[illegible]縣[illegible]
任大阪工業學校[illegible]
補第一師團[illegible]
[illegible]
[illegible]